

公立大学法人京都市立芸術大学の会計監査業務受託候補者選定要領

(目 的)

第1条 この要領は、公立大学法人京都市立芸術大学の会計監査業務受託候補者を選定する場合の手続について、必要な事項を定める。

(委託内容)

第2条 地方独立行政法人法第35条の規定に基づく、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書についての監査の実施及び会計監査報告の作成、並びに同法第34条第2項の規定に準ずる会計監査報告の提出。

(受託候補者選定委員会の設置)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、文化市民局内に「公立大学法人京都市立芸術大会計監査人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設ける。

2 選定委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

委 員 長 文化市民局文化芸術都市推進室京都芸大・文化連携推進部長

副委員長 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当課長

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当係長

3 委員長は、選定委員会の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(受託候補者の選定)

第4条 提出された企画提案書をもとに、選定委員会が選定基準（別紙）に基づき、提案内容を審査し、各選定委員の審査の合計得点で最高得点を獲得した者を、最も適当と判断される者を会計監査人として選定する。

2 複数の者が同一の最高得点を獲得した場合、最終の選定を委員長に委ねる。

3 選定にあたっては、各選定委員の審査の平均得点が60点以上であることを条件とする。

4 応募者が1者の場合においても、前項の基準を満たし、かつ、選定委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば、受託候補者として選定する。

5 企画提案書提出後、必要に応じて提案内容についてヒアリング及びプレゼンテーションを行う。

(審査結果の通知)

第5条 選定結果については、応募者全員に書面により通知する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。